

高知市通学路安全対策連絡協議会 規約

(名 称)

第1条 本会は、高知市通学路安全対策連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、各関係機関が連携し着実かつ継続的に通学路の交通安全確保に取り組むことを目的として設置する。

また、協議会は、目的の達成のため、基本方針となる「高知市通学路交通安全プログラム」を策定し、高知市における通学路安全対策の実効性の一層の向上を図るものとする。

(構 成)

第3条 協議会は、(別表)により構成する。

2 構成員に事故及び異動等がある時は、その職位の後任者がその任に当たることとする。

(協議会の開催)

第4条 協議会は、議長が必要に応じ招集する。議長は、高知市教育委員会学校環境整備課長がその任にあたる。

(検討内容)

第5条 協議会は、次の事項について審議検討を行う。

- (1) 「高知市通学路交通安全プログラム」の策定
- (2) 安全対策施策の進行管理
- (3) 地域住民への取組内容の公表
- (4) その他目的達成に必要な事項

(事務局)

第6条 高知市立学校の事務局は、高知市教育委員会学校環境整備課がその任にあたる。

2 高知市内に通学路が位置している私立学校の事務局は、高知県文化生活部私学・大学支援課がその任にあたる。

3 高知市内に通学路が位置している県立学校の事務局は、高知県教育委員会事務局学校安全対策課がその任にあたる。

(細 則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、協議会に諮って定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成28年8月25日から施行し、平成27年4月1日より適用する。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成 30 年 10 月 9 日から施行し、平成 30 年 8 月 15 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表)

高知市通学路安全対策連絡協議会

機関名	所属	役職名
高知警察署	交通課	課長
高知南警察署	交通課	課長
高知東警察署	交通課	課長
国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所	高知国道維持出張所	所長
高知県高知土木事務所	道路管理課	課長
高知県文化生活部	私学・大学支援課	課長
高知県教育委員会事務局	学校安全対策課	課長

高知市都市建設部	道路管理課	課長
高知市都市建設部	道路維持課	課長
高知市都市建設部	河川水路課	課長
高知市教育委員会	学校環境整備課	課長
高知市市民協働部	くらし・交通安全課	課長